

令和8年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金のご案内(通常分)

高校生等がいる低所得世帯及び中所得世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、給付金を支給します。この給付金は**返済不要**です。

1 対象者および給付額

制度の詳細はリーフレットや裏面でご確認ください。

今年度から年収490万円未満の世帯まで範囲が拡大されました。

対象世帯となるかわからない場合は、申請してください。

対象世帯
拡大

! 申請される方は必ずご確認ください。

- 税末申告の保護者等は税申告を行ってください。※控除対象配偶者の方も税申告が必要です。
- 保護者のいずれかが国外在住等により、保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は対象外となります。

2 意向確認・申請 令和8年9月9日(水)まで

STEP1 オンライン申請(全日制)

奨学給付金を申請する方は、パソコン、スマートフォンから以下のURLまたは二次元コードにアクセスし、受給資格認定の申請を行ってください。

岐阜商業高校奨学給付金オンライン申請フォーム

<https://logoform.jp/form/T8mB/1737834>

- 申請にはログインID、パスワードの入力が必要です。



申請しない方も、奨学給付金
確認票を提出してください。

STEP2 奨学給付金確認票、添付書類を学校へ提出

奨学給付金確認票を記入し、学校へ提出してください。申請する方は、確認票と必要書類をあわせて提出してください。※制度変更のため、**昨年度個人番号を提出した方も、あらためて個人番号等の提出が必要です。**また、追加で書類提出を依頼する場合があります。

3 個人番号カード等の取扱いについて

岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務処理を処理するために限って、個人番号カード等を使用し道府県民税所得割額、市町村民税所得割額及び生活保護関係情報を確認します。

4 給付金の支給

12月末頃までに、申請者(保護者等)名義の預金口座に振り込みます。

- 早期支給をご希望する場合は学校にご連絡ください。
- 未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、学校長が受領して充当することがあります。

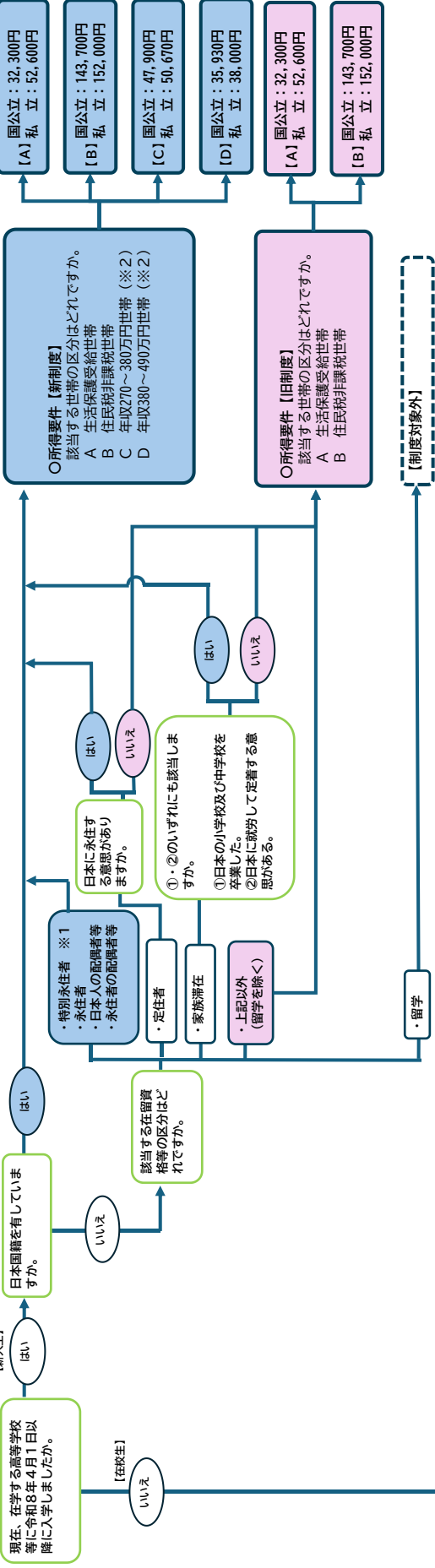
家計急変支援について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの家計急変事由が発生したことで、従前得ていた収入を得ることができない場合に支援を受けることができます。家計急変事由が発生した際は、学校へ相談してください。

公立高等学校等奨学給付金 給付額確認シート

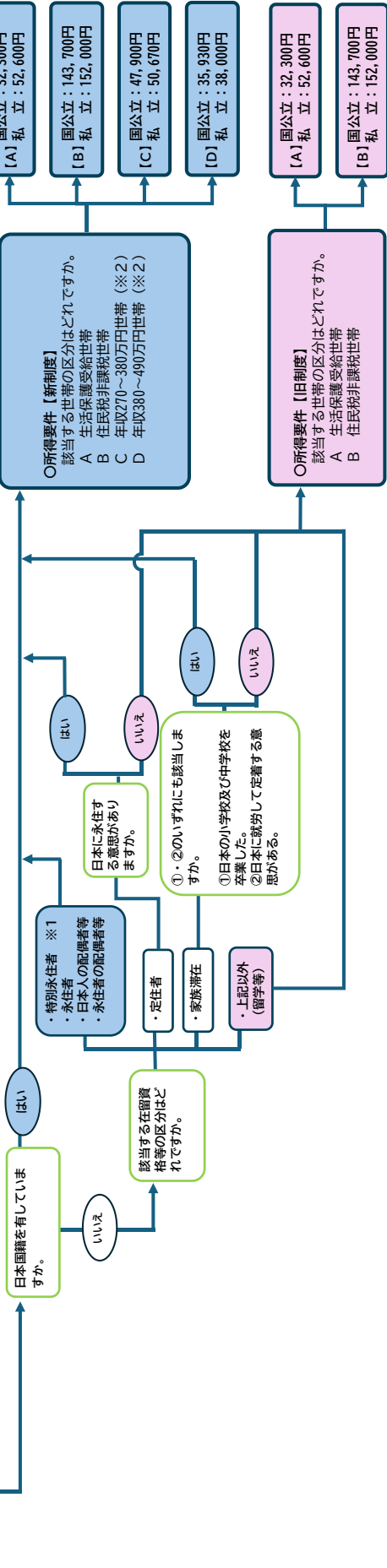
令和8年4月以降の給付対象となる世帯及び給付額確認フロー図

【新入生】



※ 高等学校等（全日制等）の場合（特別支援学校の高等部及び外国人学校（民族学校・インターナショナルスクール）に在学する生徒等を除く）

【制度対象外】



※1 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を指します。
※2 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安
※3 通信制の給付額は下表参照（生活保護受給世帯の給付額は上記と同額）

令和8年度給付額 （年額）	住民税非課税世帯		住民税非課税世帯の1/3		年収270～380万円（非課税世帯の1/4）	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

着用例を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、当該災害等につき1回に限り、該当する世帯の区分に準じた金額を加算します。
申請にあたっては学校へご相談ください。